

平成28年太宰府市議会第2回(6月)定例会  
総務文教常任委員会会議録

平成28年6月13日(月)

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

[平成28年太宰府市議会 総務文教常任委員会]

平成28年6月13日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

日程第1 議案第65号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第66号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第67号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	長谷川 公 成 議員
委員	神 武 綾 議員	委員	徳 永 洋 介 議員
〃	有 吉 重 幸 議員	〃	森 田 正 嗣 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

総務部長	石 田 宏 二	教育部長	緒 方 扶 美
市民福祉部長	濱 本 泰 裕	教育部理事	江 口 尋 信
総務部理事 兼公共施設整備課長	原 口 信 行	議会事務局長	阿 部 宏 亮
総務課長併 選挙管理委員会書記長	田 中 縁	文書情報課長	百 田 繁 俊
経営企画課長	山 浦 剛 志	管財課長	寺 崎 嘉 典
防災安全課長	齋 藤 実 貴 男	税務課長	吉 開 恭 一
納税課長	千 倉 憲 司	社会教育課長	中 山 和 彦
学校教育課長	森 木 清 二	文化財課長	城 戸 康 利
文化学習課長併 中央公民館課長併 市民図書館課長	木 村 幸 代 志	会計管理者 兼会計課長	小 島 俊 治
監査委員事務局長	渡 辺 美 知 子	議事課長	花 田 善 祐

## 5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 力 丸 克 弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しておるとおりです。

直ちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第65号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第1、議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） おはようございます。

議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は26、27ページ、新旧対照表は16ページになります。

あわせて、委員長の許可をいただきまして、説明資料を配付させていただいておりますので、ごらんください。

今回の改正は、職員の給与に関する条例のうち地域手当の支給割合について一部改正するものでございます。地域手当は、国家公務員の手当等について、地域の民間賃金水準を適切に反映するために、物価等を踏まえつつ主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に対して支給される手当でありまして、本市においても国家公務員に準じて本市の職員の給与に関する条例第12条で地域手当の手当について定めております。

初日の提案理由でご説明いたしましたとおり、平成28年7月1日付で行政実務研修生として職員を1名文化庁に派遣するに当たりまして、勤務地が東京都特別区内となりますことから、本市の地域手当の支給割合100分の6以外に東京都特別区の対象適用であります100分の20を適用できるように条例を見直す必要が生じたので、第12条第2項を改正するものでございます。

あわせて、資料をごらんいただきまして、条例の文中に規則で定める割合というふうの規定をしておりますので、太宰府市職員の給与に関する規則につきましては、第16条の3、地域手当の支給地域及び支給割合というものを追加しまして、第1号で東京都特別区100分の20、第2号で前号以外の地域100分の6としまして、2カ所の勤務地で支給できるように割合を定めるということで規則のほうもあわせて改正させていただいております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

森田委員。

○委員（森田正嗣委員） お尋ねいたします。

まず、私のほうから見た場合に、東京のほうに今回は文化庁からの派遣要請ということで、これに対応されるということで地域手当を変えられたという経緯でございますけれども、基本的にいわゆる文化庁のお仕事の手伝いなのか、それとも太宰府市の仕事の中身を増やすために文化庁に行かれるのか、このあたりをちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 今回の派遣要請は、文化庁の行政実務研修生ということで、文化庁内部で——具体的には勤務するのは文化財部記念物課というところなんですけれども——そちらで文化庁の業務をするということで派遣することになっております。

○委員長（門田直樹委員） 森田委員。

○委員（森田正嗣委員） そういたしますと、研修ということですから、その実態は太宰府市の職員の方のスキルアップというか、そういうことにつながるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 行政実務研修実施要綱というものを文化庁のほうで設けておられまして、地方公共団体の職員の視野の拡大ですとか能力向上、そういう人材育成に寄与することを目的とするということで、文化庁のほうでも研修実施要綱を定めておられます。外部機関に派遣するというので、特に中央省庁ですので、人材育成というか、能力の向上には大変有益であるということで今回判断して派遣することになったということです。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（森田正嗣委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

徳永委員。

○委員（徳永洋介委員） 済みません。なぜ中途の7月1日なのかということと、本人の承諾を得られたのか、その辺がなんかいな。かなり東京のほうに行っていて。期間的なものは決まっているのか。その職員の方のかわりというか、今度太宰府市役所でできる職員が1人抜けるわけやないですか、途中で、そのかわりの職員はもう見つかっているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） まず、なぜ中途なのかということにつきましては、数年前から実際には文化庁のほうから要請はあっていたということです。職員事情も厳しいということで、なかなかその要請に応えられなかったというのが実情ではございますが、もう数年来ご要請があっていたということなので、今回受けさせていただくということになりま

した。

それと、本人の希望かということについては、手挙げ方式ではありませんでしたので、私どものほうで推薦という形でさせていただいております。

期間は平成30年3月31日まで、1年9カ月ということになります。

職員につきましては、1名減といたしますか、実際の人数は減るということになりますので、平成28年度の採用試験で補欠合格の職員が1名おりますので、その職員を7月付で採用する予定で今動いております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（徳永洋介委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） こちらは文化庁と言われましたけれども、具体的にどういった感じで仕事というか、文化庁関係の内容でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 文化庁文化財部記念物課という勤務先ということと伺っております、実際そこでする業務の内容ということについてまではちょっと私どもで詳しくお伺いはしておりませんが、その記念物課の中で同じように全国から——14名と伺っております——研修生が来ていらっしゃるということですので、その研修生の方々と同じような業務をするんだろうというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） 有吉委員。

○委員（有吉重幸委員） ということは、平成30年3月までということでございます。これはこの期間が終わったらもう太宰府からは次はないということですかね。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 今のところその予定はございません。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 7級地まで大体三十数市あると思うんですけども、これ以外の県庁所在地、市についてはどういった支給級地になっているのか教えてください。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） ここに定めてありますのは、人事院規則というものに級地が定めてございまして、これは主なということですので、これ以外に人事院規則には実際に細かくいっぱい市町村名が書いてあります。わかりやすいところで、東京都特別区が非常に高いという、この資料という形も含めて2級地、大阪、横浜とかというかなり人口の多い地域、このあたりがこういう級地設定になっているということで説明資料とさせていただきます。

ております。

ちなみに、太枠で囲んでおります6級地のところに太宰府市は該当します。

○委員長（門田直樹委員） 副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） あと、例えば災害があったときに、同じように派遣で職員の方が行かれると思うんですけども、それもやっぱり当然これに準ずるものになっているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 実際に、勤務期間が短期間になる場合はこういう適用はございませんけれども、今回はかなり1年9カ月という長い期間になりますので、手当のほうも東京都特別区のほうを適用できるようにということでさせていただいています。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（長谷川公成委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第65号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第66号 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第2、議案第66号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 続きまして、議案第66号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

て」ご説明申し上げます。

議案書は28、29ページ、新旧対照表は17、18ページになります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部が改正されまして、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラですとかポスターの作成費用につきまして公費負担限度額が改められたことに伴いまして、本市条例につきましても同様の改正を行うものでございます。

なお、附則の2、経過措置にもありますとおり、適用は改正条例の公布日以降に告示される太宰府市議会議員選挙及び太宰府市長選挙からというふうになります。

説明は以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第66号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第67号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○委員長（門田直樹委員） 日程第3、議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） おはようございます。

議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書は30ページから43ページまで、条例改正新旧対照表は20ページから42ページまででございます。

今回の改正は、本年3月末に平成28年度の税制改正により地方税法等の一部が改正されましたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正するものでございます。今回の法改正のうち固定資産税及び都市計画税に係る条例改正につきましては、3月31日付で専決処分を行い、6月3日の本会議にて報告させていただいておりますので、本案につきましては残りの部分の改正について提案をするものでございます。

また、提案内容のうち軽自動車税及び法人市民税の改正につきましては、平成29年4月1日に消費税が10%に引き上げられることを前提とした税制全体の見直しに伴う改正でございましたが、5月末の伊勢志摩サミット後の政治情勢の中で、政府の方針として消費税の引き上げが見送られることとなりましたので、今回提案いたしております改正条項の一部につきましては、後日施行期日の変更されることが見込まれるということをお断りさせていただくものでございます。

議案書の31ページをお願いいたします。

改正条文でございますが、全体で3条立てになっております。

第1条は、現在施行済みの市税条例を改正するものでございます。

40ページの第2条及び41ページの第3条は、平成26年度及び平成27年度の市税条例改正における経過措置に関する部分について、改正後の第1条の条項を引用する部分を改正するものでございます。

また、附則部分では、改正内容の施行期日、市民税及び軽自動車税に関する経過措置について定めるものでございます。

それでは、具体的な改正内容につきまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

新旧対照表の20ページをお願いいたします。

第1条中の第18条の3の改正は、消費税率が10%に引き上げられた段階で自動車取得税が廃止され、軽自動車税に新たに環境性能割が設けられますので、これまでの軽自動車税を種別割と名称変更するための修正を行うものでございます。

次に、第19条の改正は、納税義務者が納期限後に市税を納付する場合の延滞金の計算期間や延滞金の算定率の規定に軽自動車税環境性能割に関する引用条項を追加し、法人市民税について、納税義務者の申告により当初賦課した課税額が修正申告等により一旦減額更正された後、さらに修正申告等が行われ増額更正された場合の不足税額についての延滞金の取り扱い及び延滞金計算の期間から除算される期間について、国税の改正に準じて改正する条項を新設するなど、所要の整理を行うものでございます。

次に、21ページの第34条の4の改正は、法人市民税法人税割の標準税率及び制限税率が法改正により引き下げられたことに伴い、税率の改正を行うものでございます。本市の場合は制限税率を採用しておりますので、12.1%から8.4%への引き下げとなります。

次に21ページから始まります第43条、23ページから始まります第48条、25ページから始まり

ます第50条の改正は、第19条の改正と同様に、延滞金の取り扱い及び延滞金計算の期間から除算される期間について国税の改正に準じて改正する条項を新設するとともに、あわせて条文の書きぶり、引用条項等について整理するものでございます。

27ページをお願いいたします。

第80条の改正は、軽自動車税環境性能割の納税義務者等について、新たに規定し、あわせて現行の軽自動車税を種別割と名称変更するための修正や条文の書きぶりなどを整理するものでございます。

28ページをお願いいたします。

第81条は、今回の法改正により新設された軽自動車税のみならず課税に関する条項でございます。

第1項及び第2項は、売り主が所有権を留保している売買契約においては、買い主を軽自動車の取得者及び所有者とみなして軽自動車税を課するとする規定でございます。

第3項は、軽自動車の販売業者等を取得者とみなして環境性能割を課する規定。

第4項は、国外で取得した軽自動車を国内に持ちこんで運行の用に供した場合に、運行の用に供する者を取得者とみなす規定でございます。

29ページ中段の第81条の2は、改正前の第80条の2が項ずれにより繰り下がったものでございます。

次に、第81条の3から30ページの第81条の8までは、環境性能割に関して新設された条項でございます。

第81条の3は、環境性能割の課税標準は、軽自動車の販売価格に相当する金額とする規定でございます。

第81条の4は、環境性能割の税率について、地方税法第451条第1項から第3項までの規定に基づく環境性能基準に応じて、それぞれ1%から3%までの税率を適用するとするものでございます。

30ページの第81条の5は、環境性能割の徴収方法について、申告納付によることとする規定で、次の第81条の6で申告納付の方法について環境性能割の納税義務者は申告書を、納税義務者以外の軽自動車の取得者は報告書を市長へ提出することとしております。

第81条の7は、正当な理由がなく環境性能割に関する申告または報告をしなかった場合の過料について10万円以下の過料とすること、過料の額を市長が定めること及び過料の徴収方法などを規定するものでございます。

第81条の8は、環境性能割の減免について、公益のために直接専用する軽自動車や身体障がい者等が所有する軽自動車等について減免するとし、減免を受けるための手続などは規則で定めることとしております。

31ページをお願いいたします。

31ページの第82条から35ページの第91条までは、軽自動車税を種別割と名称変更するための

修正及びその他の字句の修正や条文の書きぶり、引用規定の条ずれ、様式番号の修正など所要の整理をするものでございます。

次に、36ページからの附則部分をごらんください。

附則第6条は、医療費控除の特例が設けられたことに伴い新設された規定でございます。健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして特定健康診査や事業主健診、人間ドック、がん検診等を受けていることを要件として、現行の医療費控除には該当しない10万円以下の医薬品購入費のうち、医療用から転用された医薬品の購入費用について医療費控除の対象とするものでございます。

次に、附則第15条の2から附則第15条の6までにつきましては、環境性能割の新設にあわせて新設されたものでございます。

附則第15条の2から附則第15条の4までの規定は、本則の規定にかかわらず、当分の間軽自動車税環境性能割に関する事務のうち、賦課徴収は県が行い、減免及び申告納付の取り扱いは県知事が行うとするものでございます。

37ページをお開きください。

附則第15条の5は、県が市にかわって環境性能割の賦課徴収を行うための費用負担について、市から県に徴収取扱費を交付するとした規定でございます。

附則第15条の6第1項は、営業用の軽自動車に対する環境性能割の税率の適用については、本則の第81条の4の規定の適用を当分の間表の中欄にあります税率を右欄にある税率と読みかえて軽減適用するとした規定でございます。

また、第2項は、自家用の軽自動車に対する税率のうち、100分の3のものを100分の2として軽減適用するとした規定でございます。

附則第16条は、軽自動車税の種別割に関する重課及び軽課に関する特例措置の改正でございます。軽自動車税を種別割に名称変更するとともに、引用規定や条文の書きぶり、税率区分の表などを整理するものでございます。

第1項の規定は、一定年数を経過した軽自動車税の税率を重くする措置についての改正でございます。

第2項から第4項までの規定は、燃費性能に応じて税率が軽減される措置が1年延長されることによる改正で、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに最初の車両番号の指定を受けた場合は、平成29年度の税額が各燃料性能及び種別の区分に応じて軽減されることとなります。

39ページをお願いいたします。

39ページ後段から41ページまでの第2条の改正は、平成26年度の税制改正に合わせて市税条例を改正した際の改正規定のうち、附則第5条の規定が今回改正いたします第1条中の第82条及び附則第16条の条文を引用しておりますことから、軽自動車税種別割への名称変更、種別割の表の区分及び条文の書きぶりなど所要の修正を行うものでございます。

41ページをお願いいたします。

41ページ後段の第3条の改正は、平成27年度の税制改正に合わせて市税条例を改正した際の改正規定のうち、附則第3条第7項の規定が今回改正いたします第1条中の第19条の条文を引用しておりますことから、所要の修正を行うものでございます。

次に、議案書のほうに戻っていただきまして、42ページ中段の附則の部分をお願いいたします。

附則第1条は、改正内容についての施行期日を定めたものでございます。この条例は、平成29年1月1日から施行することといたしておりますが、ただし書きにあります附則第1条第1項第1号に掲げる規定は平成29年4月1日から施行し、43ページと同条同項第2号に掲げる規定は平成30年1月1日から施行するとするものでございます。

附則第2条は、市民税に関する経過措置でございます。

第1項に掲げる規定は平成29年1月1日以降に納期限が到来する個人市民税の延滞金に適用し、第2項に掲げる規定は平成30年度からの個人市民税に適用し、第3項に掲げる規定は平成29年1月1日以降に開始する事業年度分の法人市民税に適用し、第4項に掲げる規定は附則第1条ただし書きの規定以外の部分に掲げる規定の施行の日以後に納期限が到来する法人市民税に係る延滞金に適用するとするものでございます。

附則第3条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。

第1項は、改正後の条例の規定中、軽自動車税環境性能割に関する部分は平成29年4月1日以降に取得された軽自動車について適用し、第2項は改正後の条例の規定中、軽自動車税の種別割に関する部分は平成29年度分以降の年度について適用するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） まず、この税条例改正の中の自動車取得税の廃止についてなんですけれども、自動車取得税が交付金として入ってきていると思うんですけれども、この部分がなくなるといふうな形になるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） ただいまのご質問ですが、平成26年の決算で約2,400万円ほど自動車取得税交付金というものが歳入に計上されておったかと思えます。こちらの税が廃止されるということに伴いまして、それにかわる財源として環境性能割というものが設けられるというふうなことになります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） ということは、それはもう交付金として入ってくるという形で理解してよろしいですか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 本則上は、市長が直接申告を受けて徴収するというふうな形になっておりますけれども、当分の間県知事がこの事務を取り扱うということになっております。ですから、県のほうで徴収しました環境性能割については、県から交付金という形で交付されるものとなります。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） この環境性能割交付金というのは大体どのぐらいというふうな見込みは今出ているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 残念ながら、現段階では額については具体的には見込めない状況でございます。環境性能割は、国の試算では半分ぐらいが非課税になるのではないかとというふうなことでございますので、このあたりが最終的に歳入としてどれぐらい影響を受けられるのかというのは、今から先まだ少し時間がありますので、精査をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 附則のところに減免措置があるんですけども、当分の間100分の2までに抑えるというふうになってはいますが、これは当分の間というのはいつまでという見通しは持ってもらえるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） あくまでも当分の間ということでございますので、これがどれぐらいの期間になるのかというのは、現段階ではわかりません。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 済みません、もう一つ。

法人税のほうなんですけれども、法人税の税額が12.1%から8.4%に減税されるということで、3.7%の減税になるということでよろしいですかね。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 税率からいきますと3.7%分が下がるということになります。

○委員長（門田直樹委員） 神武委員。

○委員（神武 綾委員） 平成27年度にも法人税の改正で2.6%減税されて、法人税の収入が減っているんですけども、これも今回税制改正されると、平成28年度予算は4億1,000万円というふうになっていますけれども、これは修正されることになるのでしょうか。減っていくというふうな見込みをされているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 改正されましてすぐ影響が出てくるというものではございません。もとも法人市民税の法人税割は14.7%でございましたが、平成26年度の税制改正で12.1%に引き下げされたところでございます。この影響が通年で出てきますのは平成28年度からということになります。平成27年度も、一部12.1%に引き下げられた影響が出てきておりますけれども、通年では平成28年度から、それから今回の改正につきましてはあくまでも平成29年4月1日ということが当初の試行期日でございましたので、この日以降に事業年度が始まります年度について軽減の適用を受けるということになりますので、実際の申告がありますのは平成30年度になってからということですから、影響が出てくるのは平成30年度からということになります。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今回の税制改正なんですけれども、消費税の引き上げにあわせてこの税制改正が行われることになっていました。法人税の減税については、黒字の大企業を応援するような内容になっていることから、共産党として国会でも反対をしておりますので、反対を表明したいと思います。

○委員長（門田直樹委員） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（門田直樹委員） 多数挙手です。

よって、議案第67号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成4名、反対1名 午前10時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第73号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について**

○委員長（門田直樹委員） 日程第4、議案第73号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。また、補正の説明において、関連として同時に説明したほうがわかりやすい補正項目についてはあわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

補正予算書の10、11ページをお開きください。

2款1項10目人事管理費の職員給与費及び職員管理費について説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会書記長（田中 縁） 補正予算、人事管理費の001、まず職員給与費からご説明いたします。

金額は101万2,000円の補正でございます。03職員手当等及び04共済費につきましては、8月1日付で採用予定の保育士3名の8カ月分のこちらに掲載しております手当の補正額でございます。

なお、この3名分の給料、職員手当等につきましては、3款の児童福祉費のほうで計上いたします。

次に、991職員管理費193万5,000円についてご説明します。こちらは、先ほど条例改正でご説明いたしました7月1日付で文化庁に職員を派遣する費用ということで、9節旅費の特別旅費で、内訳は着任及び月1回の帰任旅費及び派遣日当、支度料等でございます。また、14節使用料及び賃借料につきましては、派遣職員用の借り上げ住宅の家賃相当分ということでございます。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、12、13ページ、9款1項4目災害対策関係費について説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 細目070災害対策関係費の地域防災組織育成助成事業交付金80万

円の補正予算計上につきましてご説明いたします。

一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の地域防災組織育成事業として市町村を通して対象団体に事業助成を行っております。今年度の助成につきましては、昨年9月に市内の各対象団体に募集を行い、通古賀区自主防災会が申請され、今年の3月25日に80万円が交付決定されました。通古賀区自主防災会では、地域防災組織育成事業の中の自主防災組織育成助成事業でAED（自動体外式除細動器）を2台購入して、通古賀共同利用施設と王城館へ設置する申請をされ、助成が決定しております。この助成は、太宰府市が受け入れ、対象団体に太宰府市が交付することになりますので、交付決定が年度末のため補正予算を計上して対象団体へ支出します。

なお、歳入につきましては、補正予算書の9ページをごらんください。

下段の雑入、総務費雑入460万円のうち交付される80万円を計上しております。

以上、説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 今説明がありました通古賀区自主防災会という団体の育成事業にということでしたけれども、こういう自主防災会というのは市内には何カ所かあるんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） 昨年度末で一応市内に24カ所、特に自治会が中心になりまして自主防災組織ということで組織されております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○委員（神武 綾委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） 済みません。私から1点。

この自主防災会に援助の対象はそことということで、結局実際には自治会の公民館なりにAEDが設置されるわけですね。自費で頑張って既に設置しているところもあるし、今後予定しているところもあろうし、欲しいなというところ、そういうところのかみ合わせはどうお考えですかね。

防災安全課長。

○防災安全課長（齋藤実貴男） まず、この助成事業につきましては、市もしくは市町村が認める自主防災組織という条件があります。その関係がありまして、今回、通古賀区自主防災会、これはもう正式名称なんですけれども、自主防災組織のほうで実際にAEDはどうなのだろうかという昨年問い合わせがありまして、県を通しまして一般財団法人自治総合センターに確認をしまして、これは防災器材の一部になるという確認がとれましたので、今回申請をしております。ですので、こういう機会があれば利用をしていただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に、14、15ページ、11款1項3目災害復旧関係費（学校施設等）について説明をお願いします。

社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 細目990災害復旧関係費（学校施設等）581万8,000円についてご説明いたします。これは、平成28年4月14日及び16日に発生した熊本地震の影響により、学業院中学校北棟校舎南側の教室のサッシのシーリングが破損し、すき間ができたことによりサッシ部分からの雨漏りが発生しているということから、今回その改修工事費として予算計上させていただいております。改修工事の内容といたしましては、サッシのシーリングの打ちかえを行うものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） 4月の災害の関係で、学業院中学校以外に影響があったところはありませんでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） あと3校ありまして、太宰府西中学校なんですけれども、昇降口のタイルのひび割れ等があります。それと、体育館のガラスブロックの目地の破損です。水城西小学校におきましては、渡り廊下の袖壁のひび割れ、それと学業院中学校がホールの袖壁のひび割れということで、以上が学校からの報告で被害として上がってきております。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

神武委員。

○委員（神武 綾委員） その対応はどのようにされているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） この支出につきましては、緊急性を伴いますので、既設の予算の中で対応させていただいております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 校舎の破損ということで、今現在授業ができないとか、そういった影響はないんですか。

○委員長（門田直樹委員） 社会教育課長。

○社会教育課長（中山和彦） 授業の影響は今のところ出ておりませんで、結構南風の横殴りの雨でない限りは問題ないと考えております。ただ、やはり授業に影響が出るといけませんので、中学校と一緒に細心の注意を払って対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 梅雨にもう入っていますから、今後ちょっと早急に、本当は例えば専決処分でもよかったのかなというふうにも思うんですが、今後対応を早目にさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（門田直樹委員） 回答はよろしいですね。

○副委員長（長谷川公成委員） はい、大丈夫です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは次に、歳入の審査に入ります。

補正予算書8、9ページをお開きください。

14款2項1目地方創生加速化交付金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） お疲れさまです。

地方創生加速化交付金300万円につきましてご説明申し上げます。

この交付金は、平成27年度国の補正予算により設けられたもので、交付割合10分の10の交付金制度でございます。この交付金につきましては、去る3月議会最終日に別の事業内容で提案し、可決承認いただきましたが、その後この事業が不採択となっていたところでございます。このたび同交付金の2次募集がありましたので、事業内容を再検討して再度申請しているものでございます。交付金の充当先といたしましては、総務文教委員会の所管ではございませんが、補正予算書10、11ページ、2款2項1目19節、細目992の地方創生（創業塾応援）事業の創業意欲喚起セミナー開催補助金でございます。

本事業の内容につきましては、9日の本会議におきまして、笠利議員の質疑に対しまして観光推進担当部長が回答いたしましたように、商工会が実施しております創業塾の受講者数を増やせるよう商工会、日本経済大学、筑紫野市と連携をとりながら進めてまいるのでございます。

なお、申請しております交付金事業が採択されなかった場合には、今回につきましても本事業は実施しないこととし、歳出予算につきましては執行せずに不用額とさせていただき予定に

しております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 済ません。じゃあ、私から。

所管課が違うので、余り詳しくくどくど聞きませんが、同じ会派の笠利議員が聞いたので、少しそれにつけ加えまして、3点。

まず、せんだって提案された分が不採用になった大きな理由が何かということが1点。

もう一つは、これ筑紫野市と一緒にやるということですが、筑紫野市も同じ額で300万円なのか、両市の額です。

それともう一つは、本市のこれ以外に手出し等があるのか。そこをお聞かせください。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） まず、1点目の不採択になった理由は何なのかというところがございます。

国のほうから、不採択の理由等は個別に示されておりませんが、採択されております他の市町村の事業を見ましたところ、本市が3月に提出した事業案に比べましてかなり具体的なものとして示されておりました。誰がその事業のどの部分をどういうふうに担うのかとか、申請した事業案がその後最終的な総合戦略の目標達成までどうつながっていくのかということまで具体的に示してありました。そのあたりが私どもが申請していた内容ではやや具体性に欠けた部分があったのではないかと考えております。

今回の申請では、筑紫野市はもちろんのこと、それぞれ商工会、大学とも事業採択後に実施していく事業について既に協議を進めてきておるところでございます。

以上でございます。

それと、2点目ですが、この300万円でございますけれども、筑紫野市も300万円と同じように申請をしております。9日の観光推進担当部長の回答の中でも申し上げておりましたけれども、本市は、学生が多いものですから若者を中心としたセミナーを実施すると。筑紫野市は、女性を対象にした創業のセミナーを開くと。ただ、太宰府市の市民が筑紫野市のほうのセミナーに参加したり、筑紫野市の若者が太宰府市のセミナーのほうに参加したり、それはもう自由にお互いに行き来できるようにということで考えております。最終的に、それぞれの商工会で設けております創業塾、そちらのほうに参加があればということで考えております。

不採択の場合は、特に一般財源としてこの分につきましては出すというあれはございません。今のところは、もうそういうことで考えております。

○委員長（門田直樹委員） 本市の手出しはないと。もうこれは交付金だけですわね。

○経営企画課長（山浦剛志） ええ、この事業につきましては、もう10分の10ということですよ。

で、ございません。

○委員長（門田直樹委員） 了解しました。

ほかにごございますか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 済みません。若者というふうに言われるんですけども、対象年齢はもう設定して大体何歳から何歳までというお考えですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 若者ということで一くくりにしておりますけれども、特に何歳から何歳ということは決めておりません。当然中年あるいは熟年の方もご参加はいただいて結構です。若い人たちにそういう創業の意欲を持っていただいて、太宰府市内あるいは筑紫野市内で起業をしていただきたいというのが本事業の目的でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

○副委員長（長谷川公成委員） はい。

○委員長（門田直樹委員） 進みます。

次に、18款1項1目財政調整資金繰入金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 財政調整資金繰入金4,486万7,000円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、今回の6月の補正財源調整といたしまして財源調整資金を充てるものでございます。

なお、平成27年度末の財政調整資金残高といたしましては31億4,227万3,025円となる予定でございまして、6月補正充当後の残高は30億9,740万6,025円となる予定でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に、20款4項1目総務費雑入及び教育費雑入について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 総務費雑入460万円についてご説明申し上げます。

これにつきましては、一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として助成金が交付されるものでございます。

なお、この助成金の充当先といたしましては、先ほど防災安全課長が説明いたしました補正予算書12、13ページの災害対策費、細目070の災害対策関係費、19節の地域防災組織育成助成事業交付金の80万円のほか、総務文教委員会の直接の所管ではございませんが、補正予算書10、11ページの2款2項5目地域づくり推進費、細目311地域コミュニティ推進費、19節の一

般コミュニティ助成事業交付金の380万円となっております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

副委員長。

○副委員長（長谷川公成委員） 歳入なんでお尋ねします。

地域防災組織育成助成事業交付金ということで補正予算が上がっていますが、これは例えば毎年とか、こうやって助成金に応募すれば何かいただけるというか、そういうふうになっているんですか。

○委員長（門田直樹委員） 経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） こちらは、宝くじの財団のほうで最終的には採択する、しないという判断になりますので、恐らく各自治会のほうから要望が出れば当然申請ということはすると思いますけれども、最終的な採択は財団のほうで決めますので、決まりましたらこのようにまた上げさせていただきたいと思います。

○副委員長（長谷川公成委員） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、当委員会所管分の補正全般について質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員手です。

したがって、議案第73号の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成5名、反対0名 午前10時53分〉

○委員長（門田直樹委員） 以上で当委員会に審査付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員）　　ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員）　　異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員）　　これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会　午前10時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり建設経済常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成28年 8月23日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹